

欧州合同原子核研究機関（CERN）への日本人職員（技術職）派遣研修  
実施要項

1. 目的

我が国の加速器科学分野における技術職に必要な高度の技術と国際的な広い識見を備えた人材の育成を図り、我が国と CERN との協力の一層の強化に寄与することを目的とする。

2. 研修内容

専門分野の高度な技術交流を行うとともに、CERN のプロジェクト、各種実験の技術支援について研修を行う。

具体的には以下のとおり。

- (1) LHC 等の大型加速器群の電磁石、高周波加速、真空、電源、ビームモニタ、加速器コントロールシステム等に関わること
- (2) LHC 等による素粒子実験の大型検出器、データ取得及び保管、真空、低温、実験室管理等に関わること
- (3) 素粒子実験等のデータ解析計算システム、機械加工、基盤技術サービス等に関わること
- (4) 加速器、素粒子実験等の環境保全、放射線安全、施設整備等に関わること
- (5) その他必要な事項

※CERN における研修受入れ先は、各自において探すものとする。

※研修期間中は、四半期毎に報告書を高エネルギー加速器研究機構（KEK）及び所属機関に提出する。

※研修期間終了後は、最終報告書を KEK 及び所属機関に提出する。また、報告会を実施する。

3. 研修期間

派遣研修期間は原則 1 年とする。

4. 派遣者要件

以下の（1）～（4）の条件をすべて満たす者とする。

- (1) ATLAS 実験参加機関の技術職員で、3 年以上（派遣する年の 4 月 1 日時点）の勤務経験を有する係長相当職以下の者
- (2) TOEIC600 点以上、TOEFL iBT60 点以上、英検準 1 級以上、またはこれらに相当する英語力を有する者
- (3) 勤務成績が優秀であり、心身ともに健康な者
- (4) 応募時に CERN の配属予定先のグループリーダーから受入の了承を得ている者、又

は得られる見込みのある者

5. 名称

本研修を受ける者の名称は「CERN 研修員（技術職）」とする。

6. 研修期間の身分及び経費負担

- (1) 研修期間は、本来の所属機関に籍を置き、給与は所属機関が支給することとする。
- (2) 派遣研修期間の CERN での身分は、「Unpaid Associate」（準職員の身分）が予定されている。
- (3) 派遣研修に係る、日本－ジュネーブ間の往復旅費、現地滞在費は CERN が支給する。
- (4) 派遣研修に係る国内旅費は、KEK が支給する。
- (5) 派遣研修の事前準備、及び事後報告等で所属機関から KEK への出張が必要な場合、旅費は KEK が支給する。
- (6) 帯同家族の旅費・滞在費は KEK 及び CERN は負担しない。

7. 派遣人数

2 名以下

8. 選考

書類審査、面接により選考する。

選考後、KEK は採択者を CERN に推薦し、CERN での採用手続きを経て、正式に研修員となる。

9. 問い合わせ先

高エネルギー加速器研究機構

<人事に関すること>

総務部人事労務課人事第二係 電話 029-864-5117, E-mail: jinji2@ml.post.kek.jp

<研修内容に関すること>

研究協力部国際企画課国際企画第二係 電話 029-879-6272, E-mail: kokusai2@mail.kek.jp